

東京大学柏図書館施設使用・管理規則

平成17年7月12日
平成29年3月16日改訂
柏図書館運営委員会決定

(目的)

第1条 この規則は、東京大学柏図書館規則第6条の規定に基づき、柏図書館（以下「本館」という。）の建物・設備等（以下「図書館施設」という。）の使用及び管理について、同規則に定めるもののほか必要な事項について定める。

(管理責任者)

第2条 柏図書館長（以下「館長」という。）を図書館施設の管理責任者とする。

(使用者の責務)

第3条 使用者は、図書館施設を損なうことのないよう、十分留意して使用しなければならない。

2 使用者は、図書館施設を故意又は重大な過失により亡失又は損傷した場合、その損害を賠償しなければならない。

3 使用者は、図書館施設の使用後、原状に復するものとする。

(喫煙・飲食)

第4条 館内での喫煙は、一切禁止とする。

2 館内での飲食は、指定した場所を除いて禁止とする。

(共用施設)

第5条 図書館施設のうち、次の施設を共用施設とする。

(1)メディアホール

(2)セミナー室

(3)コンファレンスルーム

(4)コミュニティーサロン

(5)メディアプロムナード

(共用施設の利用者)

第6条 共用施設の利用を申込みできる者は、次のとおりとする。

(1) 柏キャンパス所属の教員又は係長以上の職員

(2) 柏キャンパス所属の大学院生又は研究生で担当教員の了解を得た者

(3) 本学の教員又は係長以上の職員

(4) 上記(1)の紹介による国・地方自治体又は公的機関(法人・団体)

(5) その他館長が許可した者

(共用施設の利用目的)

第7条 共用施設は、次に掲げる会議等に使用するものとする。

(1) 学術・教育を目的とした会議・研究会等

(2) 福利厚生を目的とした集会等

(3) その他館長が許可した集会等

(共用施設の使用時間等)

第8条 共用施設の使用は、原則として柏図書館開館時間内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、使用を休止し又は時間を変更することができる。

(共用施設の使用手続等)

第9条 共用施設の使用に関する事務は、柏図書館事務が担当する。

2 使用の手続については、館長が別に定めるところによる。

(使用責任)

第10条 共用施設の使用に関しては、使用申込者又は紹介者が連帯して責任を負うものとする。

(使用料金)

第11条 共用施設を使用する者は、館長が別に定める料金表により、使用后、東京大学附属図書館が発行する請求書により、指定銀行口座に指定期日までに請求金額を振り込むことにより、使用料を納付しなければならない。

2 第6条第1号から第3号に該当する使用者については、当分の間、使用料を徴収しない。ただし、光熱水料及び管理費等の実費については、徴収することができるものとする。

3 第6条第4号に該当する使用者から、次の事項に該当し使用料の免除申請があった場合、館長は使用料を免除することができる。

(1)使用目的が本学の学術研究にとって有意義なもの

(2)使用目的が地域交流にとって必要なもの

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月16日から施行する。